

町からのお知らせ

福祉保健課からのお知らせ

福祉保健課
☎ 9-3335

特別巡回児童相談会のお知らせ

と き 6月28日(火) 午前10時～午後3時
ところ 三和公民館
相談内容 しつけ、発達上の問題、不登校など児童の育成に関するあらゆる相談
福山児童相談所の職員が個別に相談に応じます。相談を希望される方は、6月10日(金)までに役場福祉保健課へお申し込みください。
【お問い合わせ】 役場福祉保健課福祉係



訪問理美容サービスの利用について

この事業は、美容院や美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、理美容事業者が自宅を訪問してサービスを実施します。

対象者は、町内に住所を有し概ね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及び心身の障害や傷病の理由により理美容院に出向くことが困難な人です。

利用方法は、各支所福祉保健課へ申請書がありますので申請してください。

理美容の料金は本人負担となります。

利用できる事業者等詳しいことは、各支所福祉保健課または本庁福祉保健課へお尋ねください。

保健福祉センターからのお知らせ

保健福祉センター
☎ 9-3366

フッ素塗布の実施について

春のフッ素塗布を行います。
希望の方は最寄りの会場へ、お子さんの歯をみがいておいでください。

月 日	実施場所	受付時間	備 考
6月 3日(金)	どんぐり幼稚園	13:45～14:00	対 象 1歳以上の 一般幼児
6月13日(月)	とよまつ保育所	10:00～10:15	
6月14日(火)	油木保育所	10:00～10:15	持参物 母子手帳
6月16日(木)	こばだけ保育所	13:00～13:15	
6月20日(月)	いずみ保育所	13:30～13:45	料 金 無料
6月23日(木)	くすみ保育所	12:45～13:00	

○お問い合わせ先 神石高原町保健福祉センター

心の相談日のお知らせ

あなたはストレスとうまく付き合っていますか？
日頃、疲れ易い・気が滅入る・夜眠れない・気分が不安定である等の症状がある人、家族の物忘れ症状が気になっている場合など、心の相談日をお気軽にご利用ください。

日 時	実施場所	内 容	備 考
5月27日(金)	保健福祉センター	精神科医師による 個別相談	予約制
8月12日(金)			予約申し込み先 保健福祉センター
10月21日(金)	泉立神石三和病院前 (快生薬局裏)	主催：福山地域保健所	神石高原町小畠1701番地 料金 無料
12月16日(金)			

快適な生活環境と美しい水環境のために……

◇浄化槽の維持管理について◇

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。人間と同じように日頃から健康管理を行い、定期的に健康診断を行う必要があります。

浄化槽法により設置者（管理者）に義務づけられている維持管理



① 保守点検

保守点検は、家庭用の小型合併浄化槽では、4ヵ月に1回（処理対象人員21人以上であれば、3ヵ月に1回）以上行わなければならない。これは、県に登録をした保守点検業者へ依頼してください。

保守点検記録は、3年間は保存しておいてください。（浄化槽法第10条）



浄化槽の機能の診断



ポンプ・モーター等の点検



汚泥の調整・移送



消毒剤の点検・補充



② 清掃

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などをそのまま放置すると汚泥が放流水と一緒に流れ出たり、浄化槽の働きを悪くします。清掃は1年に1回以上実施しなければなりません。これは、町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。清掃記録は、3年間は保存しておいてください。

（浄化槽法第10条）



③ 法定検査

浄化槽の設置者は、使用開始から6～8ヵ月以内に1回、その後1年に1回、定期的に浄化槽の検査を受ける義務があります。これは、県の指定検査機関（社）広島県環境保全センターが行います。検査時には、検査機関から直接連絡があります。検査結果は、3年間は保存しておいてください。

（浄化槽法第7条及び第11条）



浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持っています。正しい使い方と適正な維持管理を行えば本来の性能を十分に発揮することができます。しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりと逆に生活環境を悪くする原因となってしまう。

正しい使い方と適正な維持管理を行いましょう。